



金沢市公報

第 2 5 9 8 号 の 2

平成20年(2008年)9月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ	
公 告		金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課) 3
予防接種を行うことについて (2件)		金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (") 4
(健康総務課)	1	公営企業公告
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について		指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課) 5
(環境指導課)	3	下水道排水設備工事事業者の指定について (") 5
消防局公告		
消防車のサイレンの使用について		
(警防課)	3	
公営企業告示		

公 告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年9月1日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻しん風しん第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者	平成20年9月1日から 平成21年3月31日まで	別表のとおり
麻しん風しん第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者		
麻しん第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
麻しん第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
風しん第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
風しん第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

(4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
別表

予防接種を行う医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		実施する予防接種の種類
	医療機関名	所在地	
川田 直幹	川田内科クリニック	金沢市横川6丁目72番地	麻しん風しん第3・4期 ジフテリア・破傷風第2期 日本脳炎第2期 麻しん第3・4期 風しん第3・4期

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年9月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 予防接種の種類
急性灰白髄炎
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を行う期日及び場所

予防接種を行う期日	予防接種を行う主たる場所	
	名称	所在地
平成20年10月2日(木)	金沢市教育プラザ富樫	金沢市富樫3丁目10番1号
	金沢市額公民館	金沢市額谷3丁目1番地1
平成20年10月6日(月)	金沢市駅西福祉健康センター	金沢市西念3丁目4番25号
平成20年10月9日(木)	粟崎文化センター	金沢市粟崎町1丁目3番地
平成20年10月10日(金)	石川県立武道館	金沢市小坂町西8番地3
	金沢市森本公民館	金沢市南森本町チ103番地1
平成20年10月15日(水)	金沢市教育プラザ富樫	金沢市富樫3丁目10番1号
平成20年10月16日(木)	上若松町会館	金沢市上若松町59番地1
平成20年10月22日(水)	金沢市西南部公民館	金沢市西金沢3丁目684番地
平成20年10月24日(金)	金沢市元町福祉健康センター	金沢市元町1丁目12番12号
平成20年10月27日(月)	金沢市安原公民館	金沢市福増町22街区1番地
平成20年10月29日(水)	金沢市駅西福祉健康センター	金沢市西念3丁目4番25号
平成20年10月30日(木)	金沢市教育プラザ富樫	金沢市富樫3丁目10番1号
平成20年11月4日(火)	金沢市泉野福祉健康センター	金沢市泉野町6丁目15番5号
平成20年11月6日(木)	金沢市駅西福祉健康センター	金沢市西念3丁目4番25号

- 4 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成20年9月1日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
41	株式会社 環境公害研究センター	金沢市金石北3丁目13番17号	平成20年8月21日

消 防 局 公 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成20年9月1日

金沢市消防長 二 俣 孝 司

場所 金沢市臨港消防署管轄区域内（大野町4丁目地内）

日時 平成20年10月10日（金）午前9時から午前9時30分まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第12号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年9月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

- 平成20年1月1日から同年6月30日までの原料の平均価格等
 - 1トン当たり液化プロパン平均価格 91,080円
 - 1トン当たり液化ブタン平均価格 93,470円
 - 1トン当たり液化天然ガス平均価格 60,480円
 - 1トン当たり平均原料価格 50,780円（条例第20条の3第2項第1号に規定する算式により算定した金額は、80,060円となるが、同号に規定する50,780円以上の金額となるため、同号の規定により50,780円とする。）
- 原料価格変動額 19,000円
算式 50,780円（1トン当たり平均原料価格） - 31,740円（1トン当たり基準平均原料価格） = 19,000円（100円未満切捨て）
- 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 + 19,000円（原料価格変動額） / 100円 × 0.095円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に18.05円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。
- 平成20年10月1日から平成21年3月31日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が25立方メートルまでの場合)	620円	205円52銭
B表 (1箇月の使用量が25立方メートルを超え 250立方メートルまでの場合)	900円	194円32銭
C表 (1箇月の使用量が250立方メートルを超える場合)	2,550円	187円72銭

●金沢市公営企業告示第13号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年9月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群及び瑞樹団地供給地点群

(1) 平成20年1月1日から同年6月30日までの平均原料価格

1トン当たり 50,020円(条例第20条の3第2項第1号に規定する算式により算定した金額は、91,080円となるが、同号アに規定する50,020円以上の金額となるため、同号の規定により50,020円とする。)

(2) 原料価格変動額 18,700円

算式 50,020円(1トン当たり平均原料価格) - 31,260円(1トン当たり基準平均原料価格) = 18,700円(100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 18,700円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に38.14円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。

(4) 平成20年10月1日から平成21年3月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	370円74銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	361円64銭

2 南森本供給地点群

(1) 平成20年1月1日から同年6月30日までの平均原料価格

1トン当たり 33,470円(条例第20条の3第2項第1号に規定する算式により算定した金額は、91,080円となるが、同号イに規定する33,470円以上の金額となるため、同号の規定により33,470円とする。)

(2) 原料価格変動額 12,500円

算式 33,470円(1トン当たり平均原料価格) - 20,920円(1トン当たり基準平均原料価格) = 12,500円(100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 12,500円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に25.50円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。

(4) 平成20年10月1日から平成21年3月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	338円57銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	329円47銭

3 大浦・東蚊爪供給地点群

(1) 平成20年1月1日から同年6月30日までの平均原料価格

1トン当たり 50,160円(条例第20条の3第2項第1号に規定する算式により算定した金額は、91,080円となるが、同号ウに規定する50,160円以上の金額となるため、同号の規定により50,160円とする。)

(2) 原料価格変動額 18,800円

算式 50,160円(1トン当たり平均原料価格) - 31,350円(1トン当たり基準平均原料価格) = 18,800円(100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 18,800円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に38.35円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。

(4) 平成20年10月1日から平成21年3月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	428円27銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	419円17銭

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例(昭和29年条例第28号)第7条の2の規定により、平成20年9月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程(平成9年公営企業管理規程第12号)第9条の規定により公告します。

平成20年9月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所在地
505	有限会社 沢田電興社	かほく市内日角チ89番地

金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程(平成13年公営企業管理規程第3号)第5条第1項の規定により、平成20年9月1日に次の者を下水道排水設備工事事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成20年9月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所在地
526	有限会社 沢田電興社	かほく市内日角チ89番地

平成20年(2008年)9月1日	印刷	発行人	金 沢 市
平成20年(2008年)9月1日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	